

## 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部改正案に対する意見募集の結果

○意見募集期間：平成28年4月16日（土）から平成28年5月20日（金）まで

○提出された御意見の件数：5件

	意見提出者
1	個人
2	匿名
3	匿名
4	個人
5	一般社団法人 信書便事業者協会

番号	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>委託の許可の条件として「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」とされていますが、改正案文では、「申請者（受託者と理解しました）が承認した場合」第三者へ輸送等を再委託可能であるとされているかと思えます。</p> <p>この場合、再委託先が許可の基準を満たさない場合も、受託者の判断により業務が委託されると考えます。</p> <p>再委託の範囲については、「許可を受ける際、再委託する事が可能な業務として明示した業務であり、申請者が承認した業務」に限定されるべきと考えます。</p> <p>または、再委託について届出を義務付け、総務大臣がその内容に基づき「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」を再判断することを可能とすることが適当と考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>ここにいう「申請者」は、信書便事業者であり、信書便事業者たる「申請者」が信書便業務の一部を委託した者に対し、事前に承認した場合に限り、当該受託者による再委託が可能となるものです。</p> <p>また、再委託については、「申請者」があらかじめ信書便業務の一部の認可を受けた範囲となります。</p>	なし
2	<p>現在の政府が進める政策には反対いたします。（要約）（2件）</p> <p>【匿名】</p>	<p>本件改正案の内容に対する具体的な反対の理由は明らかではありませんが、本件改正案は、信書便業務の再委託を一部認めるため、民間事業者の信書の送達に関する法律関係審査基準の一部改正を行うものです。</p>	なし
3			

<p>4</p>	<p>本改正に反対である。 再委託は止められたい。</p> <p>委託は一段の委託のみでとどめるべきであり、複数の会社を通じて信書の送達が行われる場合においても、委託元が直接信書の送達を行う会社と契約する事にして運用されたい(委託元Aから委託先Bを通じて委託先Cにより送達が行われる場合においては、AとBだけでなく、AがCと直接の契約を行っておく事を必要とする)。</p> <p>こうしないと、再委託が際限なく行われる事になるので非常に危険である。委託も本来望ましくない事と考えるのであるが、再委託は決定的にまずい事である。</p> <p>「直接契約した会社からの派遣」ではなく「多重派遣」が発生するのと同様の事態になる可能性があるものであり、当然の事ながらここで十分な管理が行われなくなる可能性があり、また責任問題についても非常に難しくなる。</p> <p>現在においては契約の管理についても部分的に情報機器の発展による書類・印刷物作成の容易化、電子通信技術の支援やデータベースによる管理を用いる事が出来るので、委託元が複数の会社と直接契約を行う事も然程難しくないのである。であるので、複数の会社を経由して送達を行う様な場合においても、それら全ての会社について委託元が直接契約を行う事とする事にしていただきたいと考える。(貨物ではなく信書であるのだから、これぐらいの厳格さは確保していただきたい。)</p> <p>【個人】</p>	<p>本件改正案は、信書便事業者が通信の秘密を確保し、信書便業務の適正な運営について責務を果たす観点から、信書便事業者自らが事前に承認した場合に限り、再委託を認めようとするものであり、当該信書便事業者が信書便業務の管理責任を全面的に負うこととしています。</p> <p>また、行政としても、法に基づく信書便事業者に対する検査等を通じて信書便業務の適正な運営を確保していくこととしています。</p>	<p>なし</p>
----------	--	--	-----------

5	<p>今回の見直しにより、信書便物の運送等がより一層円滑に行われることとなり、信書便事業者の効率的な業務運営につながるものと考えます。信書便市場の活性化に効果を発揮する大変有効な改善策であると認識しています。</p> <p>当協会としても、関係機関と連携しつつ、信書便に係る業務の適正な運営の確保及び利用者利益の保護を徹底する観点から、業界の自主的取組として、業務の一部再委託に係る基準を定め、その適正な運用について、広く普及啓発及び指導を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>【一般社団法人 信書便事業者協会】</p>	本改正案に賛同の御意見として承ります。	なし
---	---	---------------------	----